

平成 29 年 3 月 27 日  
株式会社 山梨中央銀行

キャッシュカードによるお振込・お振替機能の一部取引制限のお知らせ  
(振り込め詐欺・還付金詐欺被害防止対策)

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）は、電話詐欺による被害を最小限に抑え、お客さまの大切なご預金をお守りするために、キャッシュカードによるお振込・お振替機能の一部取引制限を実施させていただきますので、お知らせいたします。

昨今の金融犯罪として、ATMの操作に不慣れなご高齢のお客さまを言葉巧みに誘導して、ATMで振込をさせる「振り込め詐欺」や「還付金詐欺」が多発しております。こうした中、警察からの要請もあり、下記のとおり対策を実施させていただくことといたしました。

記

1. 対応開始日

平成 29 年 6 月 1 日（木）

2. 対応内容

以下の①と②の両方の条件に該当するお客さまの保有口座について、キャッシュカードによる 1 日あたりのお振込・お振替限度額を 0 円にします。これによりキャッシュカードによるお振込・お振替ができなくなります。

条 件 (①かつ②)		振込・振替限度額	
		変更前	変更後
①年齢が 70 歳以上 ②過去 1 年間に当行のキャッシュカードを使用したお振込実績がない	生体認証	1,000 万円	0 円
	I C	200 万円	
	磁気	100 万円	

3. 対象のお客さまにおける「お振込・お振替」のご利用について

窓口でのお振込・お振替に制限はございません。また、キャッシュカードでのお振込・お振替をご希望のお客さまは、ご本人さまであることを確認のうえ、限度額を引き上げさせていただきますので、平日の営業時間内に窓口へお申し付けください。

4. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

フリーダイヤル 0120-201862（ふれあいハローに照会コード：9）

<受付時間> 月曜日～金曜日 9:00～17:00（ただし、祝日・12/31～1/3 は除きます。）

以 上